

申告相談期間は、2月16日(金)から3月15日(木)まで

所得税・町県民税の申告はお早めに！

町では、申告相談を次ページの表①、表②の日程表のとおり行います。
 なお、申告に際しては、多くの方にお待ちいただくことなく申告相談を行えるよう、事前に帳簿や領収書などの集計を行ったうえでお願いいたします。
 また、青色申告を行う方、消費税の申告を行う方、贈与税の申告を行う方、土地、建物などを売却された方、株式の譲渡所得がある方、雑損控除のある方、相談内容が複雑な方は、直接税務署に相談してください。

① 所得税の申告が必要な方

- ① 所得税の確定申告をされた方は、町県民税申告は不要です。
 平成30年1月1日現在、町内に住所のある方で、次に該当する方は申告が必要となります。
- ② 事業所得（営業・農業・その他の事業）、配当所得、不動産所得、利子所得および公的年金以外の雑所得のある方
- ③ 給与所得（アルバイト・パート代、専従者給与も含みます。以下同じです）のある方で次に該当する方
- ④ 平成29年中に退職し、再就職していない方
- ⑤ 給与所得以外に20万円以上の他の所得のある方
- ⑥ 給与を2か所以上から受けている方
- ⑦ 勤務先から町に給与支払報告書が提出されていない方

② 町県民税申告が必要な方

- ① 町県民税の申告が必要だと思われる方には町から申告書を送付します。
- ② 給与所得以外に20万円未満の他の所得のある方
- ③ 障害年金または遺族年金のみの方

③ 町外在住の親族の配偶者控除・扶養控除の対象になつていない方

- ① 所得がない方でも、国民健康保険や後期高齢者医療制度に加入しており、保険料等の軽減を受ける場合や、所得に関する証明書（年金、福祉、公営住宅、教育、融資関係など）を必要とされる場合は申告が必要となります。

④ 申告の際に必要なもの

- ① マイナンバーカードまたは、マイナンバー通知カード（本人および被扶養者）＋運転免許証等の身分証明書
- ② 印鑑（認印でも可）
- ③ 平成29年中の所得がわかるもの

日給・年間支払額など
 ※年金に関しては、公的年金などの源泉徴収票
 ※生命保険の満期返戻金（一時金）や個人年金を受けた方は、その受取通知書や支払証明書など
 ※シルバー人材センターでの収入がある方は配分金支払証明書
 ※事業所得・不動産所得などに関しては収支内訳書など（事前に帳簿や領収書などの集計を行い、必ず収支内訳書を作成してお越しくください）

④ 所得税還付申告をされる方は、ご本人名義の預金口座番号のわかるもの

⑤ 国民年金保険料・生命保険料・個人年金保険料・介護医療保険料・地震保険料などの支払証明書

※国民年金保険料は日本年金機構が発行する「社会保険料（国民年金保険料）控除

表① 尾鷲税務署による事前・無料申告相談日程表

月/日	会場	受付時間	対象
2月5日(月)	役場2階 小会議室	9:30 ~ 11:30	・営業所得のある方、青色申告をされる方 ・医療費控除や住宅借入金特別控除の適用を受ける方
		13:00 ~ 15:30	
2月6日(火)	役場2階 小会議室	9:30 ~ 11:30	・公共事業により土地建物を譲渡された方 ・譲渡の申告をされる方（土地、建物や株式など）
		13:00 ~ 15:30	
2月19日(月)	役場2階 小会議室	9:30 ~ 11:30	・相談内容の複雑な方 ・雑損控除等その他申告について相談のある方
		13:30 ~ 16:00	
2月20日(火)	役場2階 小会議室	9:30 ~ 11:30	
		13:30 ~ 16:00	

※2月21日(水)、22日(木)には、御浜町役場3階くろしおホールでも尾鷲税務署による無料申告相談が行われますので、ご利用ください。

表② 確定申告、町県民税申告相談日程表

月/日	会場	受付時間	対象
2月16日(金)	阪松原生活改善センター	9:30 ~ 11:30	阪松原
	桐原生活改善センター	13:30 ~ 16:00	桐原上・桐原下
2月21日(水)	大里多目的集会所	9:30 ~ 11:30	津本
		13:30 ~ 16:00	大里西・大里東
2月22日(木)	永田青年クラブ	9:30 ~ 11:30	永田・小畑
	平尾井高齢者生産活動センター	13:30 ~ 16:00	平尾井西・平尾井東・井内
2月23日(金)	役場2階 小会議室	9:30 ~ 11:30	鵜殿
		13:30 ~ 16:00	全地区
2月26日(月)	鮎田構造改善センター	9:30 ~ 11:30	鮎田
	高岡防災センター	13:30 ~ 16:00	高岡
2月27日(火)	役場2階 小会議室	9:30 ~ 11:30	鵜殿
		13:30 ~ 16:00	全地区
2月28日(水)	北檜杖多目的集会所	9:30 ~ 11:30	北檜杖・瀬原
	浅里生活改善センター	13:30 ~ 16:00	浅里
3月1日(木)	上地多目的集会所	9:30 ~ 11:30	上地
	中村多目的集会所	13:30 ~ 16:00	中村
3月2日(金)	役場2階 小会議室	9:30 ~ 11:30	鵜殿
		13:30 ~ 16:00	全地区
3月5日(月)	飯盛多目的集会所	9:30 ~ 11:30	飯盛
	成川生活改善センター	13:30 ~ 16:00	下地
3月7日(水)	紀宝町保健センター(神内)	9:30 ~ 11:30	神内
		13:30 ~ 16:00	
3月8日(木)	井田公民館	9:30 ~ 11:30	茶屋地
		13:30 ~ 16:00	馬場地・地下
3月9日(金)	役場2階 小会議室	9:30 ~ 11:30	鵜殿
		13:30 ~ 16:00	全地区
3月12日(月)	下り場集落センター	9:30 ~ 11:30	下り場
	上野農事集会所	13:30 ~ 16:00	上野
2月19日(月)・20日(火)、 3月6日(火)・13日(火)・ 14日(水)・15日(木)	役場2階 小会議室	9:30 ~ 11:30 13:30 ~ 16:00	全地区

※近くの会場で受けられない方は、紀宝町役場で行う「全地区」の日にお越しくください。
 (紀宝町役場では、「全地区」の日程以外は申告相談はできません。)
 ※提出のみの方は、期間内に紀宝町役場税務住民課の窓口へお越しくください。

⑥ 医療費控除の適用を受ける方は、医療費の領収書、保険金などで補てんされた金額がわかるもの、おむつ使用証明書など
 ※事前に医療機関にご領収書を集計しておいでください。

⑦ 障害者控除の適用を受ける方は、障害者手帳、療育手帳、または65歳以上の方で障害者に準ずるとする要介護認定を受けている方は役場の証明書
 ⑧ 寄附金控除の適用を受ける方は、寄附をしたときの領収書・証明書

⑨ 勤労学生控除の適用を受ける方は、学生証または在学証明書
 ⑩ ふるさと納税(ワンストップ特例制度)を利用の方へ
 確定申告の必要な給与所得者などがふるさと納税を

行った場合、確定申告をしなくても、所得税分のふるさと納税の寄附金控除を町県民税で受けられる仕組み(ふるさと納税ワンストップ特例制度)があります。
 この制度は確定申告をしないことが条件となりますので、制度を利用した方が確定

申告書を出した場合、特例制度は受けられませんので、ご注意ください。
 ▼申告に関して詳しくは、役場税務住民課(☎33-0337)または、尾鷲税務署(☎0597-22-2222)までお問い合わせください。

